

通路橋を設置されている皆さまへ

京都市産業観光局
農業振興整備課長
農業振興センター所長

農業用水路等に架かる通路橋申請のお願い

日頃は、京都市政にご協力いただきありがとうございます。

さて、京都市では、農業用水路等に通路橋を設置する場合、条例等に基づき申請により占有許可を受けていただく必要があります。

これまで皆様方へのこうした周知が十分でなかったこともあり、手続きがされておられませんので、改めてお知らせします。

同封の書類は、本市の調査結果を基に作成しました『占有許可申請書（仮）』となっております。お手数ですが、利用されている通路橋の寸法（幅員、橋長）等に関する内容に間違いがないか確認いただき、必要事項を記入のうえ、**平成 29 年 4 月からの許可に向けて**、下記の相談窓口への提出をお願いします。

なお、同封する本市の調査結果（占有面積等）は、申請をスムーズに行って頂くための参考資料です。ご不明な点等がある場合は、下記窓口に連絡いただきましたら、現地確認等を含め対応させていただきます。

また、占有許可がないと、土地の評価に影響することや建築確認が受けられないことがあります。今回、手続きをされなかった場合や遅れて申請された場合は、「占有料相当額」をさかのぼってご請求させていただくこととなりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

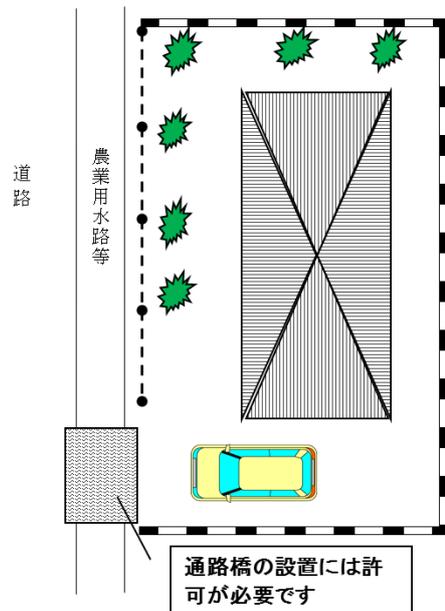
ご相談窓口及び提出先

○ 返信用封筒利用の場合の提出先

京都市産業観光局農林振興室
農業振興整備課 農地環境整備係
電話：075-222-3352
FAX：075-221-1253

○ 窓口持参の場合の提出先

通路橋がある行政区を管轄する
農業振興センター



裏面もご確認ください

○ **占用許可及び占用料等について**

- ・許可が可能なものについては、平成29年4月1日付けで一斉に許可します。
- ・占用料は面積に応じ、1㎡当たり年額750円です。
- ・占用料のお支払いは、毎年6月頃に、本市から納付書を送付しますので、金融機関でお支払いいただくことになります。
- ・占用許可期間は5年間で、許可期間満了時までには期間更新の手続きが必要です。更新時期になりましたら本市から案内を送付します。

○ **京都市水路等管理条例（平成16年10月20日 条例第17号）抜粋**

（行為の許可）

第9条 次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

（中略）

(2) 水路区域内の土地（市長以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。次号において同じ。）を占有する行為

（以下省略）

（流水占用料等）

第12条 第9条第1項第1号から第3号までに掲げる行為に係る同項又は同条第4項の規定による許可を受けた者は、それぞれ流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の水路等産出物採取料(以下「流水占用料等」という。)を納入しなければならない。

○ **窓口持参の場合の提出先**

通路橋がある行政区を管轄する農業振興センターの施設係

- 北部農業振興センター：北区・左京区・上京区
- 西部農業振興センター：中京区・下京区・南区・右京区（京北地域を除く）・西京区
- 東部農業振興センター：伏見区・山科区・東山区
- 京北農林業振興センター：右京区京北地域

※申請書類の提出は平成29年4月中にお願いします。

※疑義や不明な点がありましたら、ご相談窓口までご連絡ください。